

豊木認定こども園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人樹心会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊木認定こども園
- (2) 所在地 岐阜県揖斐郡大野町桜大門538番地

(施設の目的)

第2条 豊木認定こども園（以下「当園」という。）は、幼保連携型こども園として、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一時的に行い、これらの子どもが穏やかに成長できる環境をもってその心身の発達を支援するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、教育・保育を提供するにあたり入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その心身の発達を積極的に増進することに最もふさわしい環境を提供するよう努める。

- 2 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行う。
- 3 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。
- 4 当園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。（以下「支援法」という。）及び大野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大野町条例第16号）（以下「条例」という。）その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を一体的に提供する。

(提供する教育・保育の内容)

第4条 当園は、以下に掲げる教育・保育その他便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育
- (2) 地域の子育て家庭に対する支援
- (3) 給食及び食育活動
- (4) 延長保育事業
- (5) 一時預かり事業
- (6) 障がい児保育事業
- (7) 幼保小連携事業

(特定教育・保育)

第5条 当園にて一体的に展開される教育・保育は、当園における生活を通して生きる力の基礎を育成する。このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者とともに園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

2 当園にて行われる教育・保育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）に則り園長が定める。

(地域の子育て家庭に関する支援)

第6条 当園は、地域の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する。

2 当園は、地域の保護者の子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。

(給食及び食育活動)

第7条 当園は、必要な給食栄養目標量を確保しつつ、発達段階や健康状態、アレルギー等に配慮した給食を提供する。

2 当園は、園児の発育及び発達の過程に応じて食の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため園内食育活動を実施する。

3 当園の給食調理は、厚生労働省の定める大量調理施設衛生管理マニュアルに準ずるものとする。

(延長保育事業)

第8条 当園は、開園時間の範囲内で平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に、延長保育を行う。

(一時預かり事業)

第9条 当園は、平日9時から16時まで、保護者が病気や出産や家族の看護等で保育が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況等により受け入れが困難な場合はこの限りでない。

2 当園は、第18条第1項第1号に規定する子どもの教育時間前後課外活動の場として、開園時間の範囲内で預かり保育を行う。

(障がい児保育事業)

第10条 当園は、各種障がいを持った園児に対しノーマライゼーションの理念に則り、教育・保育を実施する。

(幼保小連携事業)

第11条 当園は、小学校との連携を強化し、滑らかな接続が行われるよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第12条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

ただし、園児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合があります。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに園児を全体的に把握し、園をつかさどる。

(2) 主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに園長を補佐し、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。

(3) 保育教諭 24名

保育教諭は、教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 1名

栄養士は、給食及びおやつの栄養の指導及び管理をし、調理は依然する。また、園内食育活動を促進する。

(5) 調理員 1名

調理員は、給食及びおやつを調理・配膳する。

(6) 園医 1名

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(7) 園歯科医 1名

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 園薬剤師 1名

園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(9) 事務職員 1名

事務職員は、事務及び諸用務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

(教育・保育を提供する日及び行わない日)

第13条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、第18条

第1項第1号に規定する子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 年末年始 (12月29日から1月3日)

(3) 夏季休業 (8月12日から8月15日)

(4) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

3 以下の期間及び日においては、第18条第1項第1号に規定する子どもに対する教育・保育の提供は行わない。

(1) 土曜日

(2) 春季休業 卒園式実施翌日から入園式実施前日まで

4 その他園の運営上必要と認められる場合は、保護者会と協議のうえ休業日とする。

(学年及び学期)

第14条 当園の教育に係る学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年は、次の学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで(6ヶ月)

(2) 後期 10月1日から3月31日まで(6ヶ月)

(教育・保育を提供する時間)

第15条 当園の教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間(11時間)

平日7時00分から18時00分、土曜7時00分から18時00分の範囲内で園児が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る教育・保育時間(8時間)

8時00分から16時00分の範囲内で、園児が必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間(4時間)

10時00分から14時00分までとする。

(4) 開園時間

平日7時00分から19時00分まで、土曜7時00分から19時00分までとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第16条 当園は、条例第13条第1項により、当該児童の居住する市町村が定める利用者負担額(保育料)を、保護者から徴収する。

2 当園の利用に係る施設型給付費については、当園が法定代理受領する。

3 前項により受領した給付費の額については、定期的に支給認定保護者に書面で通知するものとする。

4 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じる。

5 当園は、第4項の支払いを受けるほか、条例第13条第3項及び第4項により、教育・保育等の提供に要する費用のうち、別表1に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(認可定員)

第17条 当園の認可定員は160名とする。

(利用定員)

第18条 当園の利用定員は、支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 支援法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。）
15名
- (2) 支援法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。）
85名
- (3) 支援法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども
25名
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども
5名

(利用の開始に関する事項)

第19条 当園の利用開始にあたり、1号認定子どもについては、支給認定保護者が当園に直接申込むことを原則とし、2号認定子ども及び3号認定子どもについては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に基づき市町村による利用調整を経るものとする。

2 当園は、前項にて市町村が行った利用調整に対し、条例第7条によりできる限り協力するものとする。

3 当園は、条例第6条第2項及び第3項により、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の基準により選考を行い、園長が入園を決定する。

- (1) 兄弟姉妹が在園している児童を優先して入園とする。
- (2) 大野小学校区在住の児童を前号の次に優先して入園とする。
- (3) その他児童及び家庭の状況を総合的に考査し、入園決定とする。

4 利用開始にあたっては、利用の申込みを行った保護者に対し、本規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他重要事項を記した文章を交付して説明を行い同意を得るものとする。

5 当園は、前項の同意を得た保護者との間に利用契約を締結し、教育・保育の提供を開始する。

(利用の終了に関する事項)

第20条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(休園、退園、転園に関する事項)

第21条 救援や退園若しくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届出るものとする。

(卒園に関する事項)

第22条 園児が第5条第2項に定める教育・保育課程を修了することを卒園とし、園長は卒園証書を授与する。

(緊急時における対応方法)

第23条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに利用乳幼児に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに学校医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、自己の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第24条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健法（昭和33年法律第56号）第27条及び第29条第1項の規定により、園児等の安全の確保を図るため、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（以下「計画等」という。）を作成し訓練を行うものとする。

- 2 当園は、計画等に基づき園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに園児に避難方法等について理解させるよう努めるものとする。
- 3 当園は、年2回避難及び消化に係る訓練を実施するものとする。
- 4 当園は、年1回以上安全に関わる訓練をするものとする。
- 5 当園は、第3項及び第4項における訓練の結果を踏まえ計画等の検証及び必要な見直しを行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第25条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第26条 当園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第82条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応するため苦情解決責任者、苦情解決受付担当者及び第三者委員を置き、苦情解決に努める。

(記録の整備)

第27条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 幼保連携型認定こども園園児指導要録（学生に関する記録については20年間保存）
- (2) 教育・保育の実施にあたっての計画
- (3) 提供した教育・保育に係る提供記録

- (4) 条例第19条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録
- (6) 保護者からの苦情の内容等の記録

(秘密保持)

第28条 当園の職員及び職員であった者は、齷齪な理由がなくその業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得て行う。

(園則)

第29条 この規程は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府令・文部科学省令)第15条第1項第5号における園則を兼ねる。

(委任)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は園長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年11月10日に変更し、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和元年8月31日に変更し、令和元年10月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和3年3月13日に変更し、令和3年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和4年11月19日に変更し、令和5年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

費用の種類	納付額	徴収の目的
保育材料費	実 費	保育にかかる材料等の費用として
銀行等利用手数料	実 費	銀行等利用手数料として
保育短時間認定児延長利用料	30分毎 50円	保育内容充実のため
預かり保育3歳以上児利用料 月額（平日8時～16時）	4,000円	保育内容充実のため
預かり保育3歳以上児利用料 （上記の時間以外）	30分毎 50円	保育内容充実のため
預かり保育3歳未満児利用料 月額（平日8時～16時）	12,000円	保育内容充実のため
預かり保育3歳未満児利用料 （上記の時間以外）	30分毎 100円	保育内容充実のため
3歳以上児給食主食費（月額）	500円	給食に係わる費用として
3歳以上児給食副食費（月額）	4,700円	給食に係わる費用として
1号認定満3歳児給食費（月額）	4,700円	給食に係わる費用として
一時預かり保育事業 3歳以上児利用料	30分毎 100円	保育内容充実のため
一時預かり保育事業 3歳未満児利用料	30分毎 150円	保育内容充実のため

※ 年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食の費用が免除されます。